

第3回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日 時：平成17年6月18日（土）16時00分

場 所：WEST19 講堂

1 開会

2 議題

(1) 子どもの権利条例づくりの現状と課題について

委員長 皆さん、本日はどうもご苦労様でございます。第3回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会、時間になりましたので始めたいと思います。お手元の配付資料は、リストの通りでございますので、ご確認下さい。

今日は、早稲田大学の喜多先生をお迎えしてご講演を頂き、そのあといよいよ来月から市民との懇談会が始まりますので、それに向けての最終意思確認をするということで、土曜日ですので、スムーズに進めてまいりたいと存じます。

それでは今日のメインですけれども、私たち検討委員が条例づくりの現状と課題を学習するために、わざわざ東京の方から早稲田大学の喜多明人先生にお出で頂きました。先生、どうも今日はお忙しいところ、遠いところありがとうございます。喜多先生は、皆さんご存じだとは思いますが、少しプロフィールを最初にご紹介したいと思います。先生はけっこう肩書きが多うございまして大変なんですよ。日本教育法学会理事、日本教育政策学会理事、そのほかたくさんの学会などでご活躍の一方、子どもの権利条約総合研究所の代表、日本子どもNPOセンター理事など、子どもの権利に関わる数多くのお仕事をなされておられます。特に我々が取り組んでおります子どもの権利条例づくりに関しましては、川崎市の権利条例の調査研究委員会の座長というお仕事をなさいます。現在も川崎市子どもの権利委員会の委員、それから目黒区子どもの条例を考える区民会議の会長などで、地域における子どもの権利に関わるお仕事で毎日ご活躍でございます。今日はたくさん資料もお持ち頂きました。それでは先生、最初からお座り頂いて、どうぞよろしく願いいたします。先生の歓迎の意味も込めまして拍手で始めてまいりたいと思います。ではよろしく願いいたします。

講師（講演） どうもこんにちは。ただ今ご丁寧なご紹介を頂きました。喜多と申します。

早稲田大学の文学部で、土曜の1限を毎週10年近くやっており、今日も10時半まで大学で講義をやった後、羽田12時発の飛行機がだいぶ遅れて、何とか3時過ぎぐらいに到着しました。この時間帯になったのはそういう理由でございますので、大変申し訳ないと思っております。

これから皆さん方、特に委員会の方々が子どもの権利条例に関する中身づくりのご審議をして頂く、いわばその出発点にあたって、皆さんのためになる、条例づくりに関係するお話をしてほしいということですので、知識というよりも、私自身が経験し

たさまざまなエピソードやいろんな問題、壁などに対して関わってきたことをご紹介しながら、皆さんのこれからの条例づくりに生かしてもらえないかということで、テーマも「条例づくりの現状と課題」とさせて頂きました。特に私は政令指定都市として同じ立場にある川崎市の子どもの権利条例づくりに深く立ち入らせて頂いて、実質的な原案作成の委員会の座長を2年間やらせて頂いたことがございます。同時にその条例は作ったらいというものではなくて、条例に基づくさまざまな仕組みがちゃんと機能するように、そこまで責任を負わされていますから、いろんな条例上の委員会を3つ、4つ、役職を股に、川崎で足が抜けない状態になっております。皆さん方もおそらく条例は作ったらおしまいというのではなくて、まさにそれは出発点で、これからその条例にかかったレールをどう作っていくかということをごさまざまに問われていくと思います。そういう意味では政令指定都市で私もやってきたという経験を、札幌市でも生かして頂ければと思っているんですけども、ただ川崎市でやったのは98年から2000年の2年間なんですね。まだ若干自治体にも余裕のある時期で、2年間で、会議が250回。私がやっていた委員会だけでも20回ほどですね。もう数知れない会議を開きながら、しかも2年間じっくりやれました。この(札幌市の)委員会は来年の8月ぐらいまでにもう原案を作らなければいけないんですよ。そういうことでいいますと、本当に1年ちょっとしかありません。これは自治体も財政的に非常に厳しい時期ですのでやむを得ないんですが。実は私、この3月に目黒区の子どもの権利に関する答申を出させて頂いた責任者で、昨年から1年間10回の会議で、子どもの権利条例(子どもの権利条例)に関する答申を出す責任者もやらせて頂いたんですね。札幌市はこれから1年かけて、ある意味では非常に短期間で、しかも少ない会議日程の中で条例の原案づくりを考えていくということでは、私が目黒区で経験してきたことも参考になると思いますので、少ない予算と会議日程でどう条例案が作られるかとか、1年間いろいろ工夫しながらやってきた経験をお話しできると思います。そういう意味では川崎市と目黒区で子ども権利条例づくりをさせて頂いた経験を、皆さんにいろんな形で生かして頂けないかなという思いで参加させて頂いております。

早速レジメに従いまして話をさせて頂きたいと思いますが、大きく二つの柱でお話しします。一つは全国でどういう風に今権利条例づくりが進んでいるのか、その特徴、一応全国状況みたいなものを見ておきたいというのが第1の柱です。第2の柱は私が川崎市や目黒区で経験してきた条例づくりで、いろんな困難点、問題や壁にぶつかりながら実践的にどういう風に解決してきたのか、私どもがやってきた実践的な話を第2の柱でさせて頂けないかなと思っております。

まず第1の柱ですけれども、札幌市では一応研修用資料として「子どもにやさしいまちづくり」という本をお求め頂いたと思います。これにも実は全国調査の統計資料が入っておりまして、私どもがやっています子どもの権利条約総合研究所というNPO法人で作っている研究所ですが、本当に貧しい研究所ですが、しかしやっていることは大きくて、こんな本も出してございまして。ここでいろんな自治体の動きがこれで

も見て頂けると思います。注目して頂きたいのは最初の方にエリアナさんという、ユニセフの子どもにやさしいまちづくりを進めている責任者が論文を寄せてくれています。実は日本の全国だけではなくて、世界各地で子どもの権利を促進していくようなまちづくりを進めていこうという国際展開も行われています。例えばお隣の韓国ではプジョン市で子どもの権利条例を作り始めておりますけれども、そういう風に国際的にも子どもの権利条例づくりが進められてきています。子どもにやさしいまち、チャイルド・フレンドリー・タウンといいますけれども、ユニセフが言っている子どもにやさしいという意味は、子どもの権利条約に基づいた都市の運営システムを作ることだと言っております。子どもの権利条約に則したまちづくりにしよう。元々条約は国家間の協定ですから、国の政策として条約を実施してもらうのが中心ですけれども、別な機関として国連に子どもの権利委員会という、政府レベルでの実施の監視機関があります。ユニセフはそれだけに任せないで、各自治体で、都市で権利条例づくり、権利条約を生かすようなまちづくりをやってほしいというような提案もしているという事も、この本の中にありますので是非参考にして頂ければと思います。その上で全国的な動きについてはお手元のレジメのプロフィールがありますが、その裏側に最新情報ということで制定された子どもの権利条例一覧というのがあります。おそらく札幌市が目指す子どもの権利条例もいわゆる総合条例型が求められているんだと思うんですが、そういう意味でのモデルで今まで作られているのが、私どもが関わった2000年12月21日に公布されました川崎市の子どもの権利条例で、その次が、実は北海道でして空知郡の方の滝川の少し先の方にある、奈井江町で作っている子どもの権利条例、それから富山県の小杉町という所で子どもの権利に関する条例が作られ、そして岐阜県の多治見市で子どもの権利に関する条例と、大きく4つの総合条例が今まで作られてきました。ただし政令指定都市としては川崎市だけですので、今回札幌市で作って頂きますと2番目の政令指定都市の条例になります。

あとは個別的なテーマでの条例は意見表明参加をテーマにした条例づくりや、それからいじめとか虐待などの権利救済、相談活動や権利救済を目的としたいわゆる子どもオンブズパーソン系の条例が川西市のものが出発点として、最近では埼玉県で自主的な子どもオンブズパーソンの条例が出来上がっております。

このほかテーマ別で重要なのは原則条例、いわば理念条例といわれている部分ですが、政策的に子ども施策を推進していくための条例です。これはどちらかというところあまりお金がかからない、自治体が一番やりやすい条例で、これからこういうことをやりますよという、自治体としての姿勢を示すような条例なんです、一番新しい所では東京の調布市でも子ども条例ができております。

このほかに子どもの権利条例が今どんな所で作られているかというと、札幌市以外に今始まっているのは東京都で、そのほか日野市、豊島区、私どもの目黒区、小金井市、立川市、それから神奈川県相模原市。それから県レベルでは今滋賀県が子どもの権利条例づくりをやっている最中です。そのほか北海道では札幌市のほか、十勝の

幕別町で今すでに子どもの権利条例のアンケート調査まで始まっております。福岡県の志免町、石川県の松任市、それから長崎県の佐世保市、それから千葉県や長野県といった所で子どもの権利条例制定の動きがございます。それでトータルに考えてみますと、こういう条例がどんな意味を持っているのか、子どもの権利条例って一体何を實現する条例なのかということをよく聞かれますが、これから市民の人たちに理解を求めていく時に一つ大事なのは子ども支援条例なんだということです。これはどっちかという今までは子育て支援という形で、子育てに当たっている親とか教職員とか大人向けの支援を行ってきたと。しかしそれだけではなくてやはり子どもに対して直接支援していく条例が必要なのではないか、あるいはそういう施策が大事じゃないかということが第一点であるわけです。正直言って今の社会というのは子どもと大人との関係で言いますと、とてもバランスの悪い社会だと思うんですね。圧倒的に大人が強い社会です。単に力が強いというだけではなくて、数の上でもこの少子化ですから大人6に子ども1という、18歳人口でいいますと6:1とか7:1という割合で大人が多い。数が多くて、かつ大人の方が力がある。従って子どもの側がどんどん引いちゃう。「もう大人には勝てない」と。しかも何か少年事件があるたびにパッシングを受ける。そういう意味で、大人が非常に強い社会の中でもっと子どもを応援していこう、もっと子どもに元気になってもらおうという意味で子どもを直接支えていくことがこの条例のテーマではないかと思えます。もうちょっと最近流行っている言葉を使いますと、子どものエンパワーメントです。子どもたちが自分に対してもっと自信を持って、我々だってやれるんだ、大人たちには負けないんだという気持ちを持って、子どもたちがもっと前に出て、今の社会にもちゃんと力を発揮してほしいということです。子ども自身が持っている力を子ども自身が気づいて、その力を信頼して、自分の力でいろんな問題を成し遂げてみたり、あるいは自分自身を育てていく。

今日資料としていろいろ持ってきました。展示で補えないものは、回していきます（当日資料のうち、一部は各委員で回覧し、そのほかは会場に展示コーナーを設置して展示した）。

これはポプラ社で作っている本です（「わたしの人権 みんなの人権」）。そこでは子供向けの本をいろいろ作っていて、どちらかという絵本風のものなんですけれども、その一枚目、プロローグを見て頂きますと「2分の1成人式 おとなにたよらない自分を育てよう」とあります。これは実際に大分県の小学校でやっていた行事だったんですけれども、小学校4年生全員を集めて「10歳になった」ということで、「半分君たちは大人なんだ」「だから半分ぐらいは自分でやりなさい、自分の力を信じて、自分の責任で、自分の判断でやってみたらどうなんだ」「ただし残りの半分はまだ心許ないから先生の指導にも従ってね」と。2分の1はもう大人なんだという行事をやっていたのが非常に印象的で、象徴的な言い方なんですけれども、私は子どもが人間として成長していく軸というのは二つあると思っています。一つは教えられて育つという部分が軸にあることは間違いない。しかし子どもは人間として成長するというのは

教育だけではダメなんです。教えられて育つだけではダメなんです。もう一つの軸は何かというと自分育ちなんです。自分が自分を育てていく。これは人間に限らず哺乳動物一般に言えることは、自分で自分を鍛えていく力を内在的に持っているんですね。子どもたちだって自分の意志で、あるいは自分の力を発見して、それを自分で育てていく。最近「何とか力(りょく)」というのが流行っていますので、「自分育ち力」と言っていますけれどね。そういうものが本来子どもは内在的にあるが、自分らしく自分を育てていこうというもう一つの軸が今は隠れてしまっている。もう一つの軸、教えられて育つんだという教育信仰だけがあまりにも太っちゃって、子どもが萎縮している。非常に受け身になっている。だからそういう意味では僕は子どもたちが自分の力に気づいて、その力を信頼しながら自分自身を育てていく。福祉の分野ではこれを子育てと言っていますね。子育てに対して子育て。子どもが自分で自分を育てていく。子育て支援。そういう子ども自身が自分の力で自分を育てていくという取り組みを支えていく。そういう子ども支援というものが大事じゃないかと。条例はおそらく今までどちらかという子育て支援型の施策はたくさんやってきたと思うんです。厚生労働省をはじめエンゼルプランでどんどんお金が下りてきましたから。だから子育てというのは親支援、家庭支援になりますから、そういう部分は当然その実績を踏まえるし、あるいは教育委員会がやってきた学校を中心とした教育のプランというのもあるでしょう。しかし、大人が子どもに何か教えるという行為、何かしてやるという行為で子どもを育ててきた部分だけではなくて、子ども自身が自分で自分を育てていくという部分を支えていこうという、子どものエンパワーメント、子育ての支援というのが条例の非常に重要な役割になるのではないかと思います。

それから二つ目に、全国的に進んでいる子どもの権利条例づくりのもう一つの特徴は地域再生条例だということです。これからおそらく札幌市でもこの委員会の中で子ども参加というのが課題になると思います。川崎市でも最初に委員会を立ち上げる時に子ども委員にも参加してもらいました。中学生、高校生世代9名の子ども委員が自主的に2年間、我々と一緒に活動を共にしてくれました。今でも印象に残っているのは98年の9月に立ち上がってすぐ10月に子ども委員との対話ということで、子どもたちから今地域の中で何が問題かということ率直に話してもらいました。ある女子高校生でしたけれども、「私が制服を着てコンビニで買い物をしていたら、店員が後ろからくっついてきて離れなかった。そしてジロジロジロジロ見ていた」。これは何かというと万引き防止なんですよ。スーパーなんか制服組が行くと必ず大人は監視体制に入ります。いつも監視されている、管理されている。つまり地域の中で制服を着た生徒がいると、すぐに監視体制に地域が入っていく。そういう目で見られていることにものすごく腹立たしさを感じるということその女子高校生が言っていました。中学生の子たちも言っていたのは、コンビニでたむろしているとすぐに大人が目を付けて「早く帰りなさい」とか。塾帰りでちょっとほっと一息でコンビニでみんなでくつろいでいるだけでも、それも許されない。それが今の地域なんだと。こういう不満

が子ども委員の側からすぐ出たんです。ある男の子の中学生が言っていたのは、バンドが好きな子で、楽器を練習しようとして学校の体育館で練習していたら、何日か経って体育館でのバンド練習が禁止になった。何故かというとその体育館の裏の地域住民から苦情が出て、「楽器の演奏がうるさい。やめさせろ」というのが出て。「僕は川崎市内では楽器の練習をする場所がないので、隣町まで行ってやっているんだ」と。防音設備があるのが川崎市内になかったものですから。「僕が何か楽器を演奏するとすぐ騒音の対象と見られる」と。公園でもそうですけれど、子どもが騒いでいるとうるさい。つまり地域にとって子どもが監視や管理の対象であったり、あるいは騒音の対象であったり、そういう風に見られている。つまり子どもに優しくない街だというのが、最初の委員会で子どもたちから出た地域に対する見方でした。だからこそ子どもにとって子どもが居心地のいい、子どもが支えられているようなまちづくりなのです。やはり子どもの権利条例づくりの出発点は地域を変えていくこと、子どもにとってもっとやさしい地域を作ることで、それが子どもの権利条例づくりなんだねと。そういう意味で、これはどこの地域もそうですが、実は子どもの権利条例づくりというのはまちづくりなのだという視点がもう一つ重要なのではないかと思うわけです。

僕は条例の中で省いちゃいましたけれども、学校安全条例というのも提案してまして、今ブックレットを作っていて、これをちょっとお返し頂けますか。今学校の防犯問題というのがどこも深刻で、不審者の乱入事件などがあったものですから、東京都なんか、今、サスマタブームって知っています？北海道、札幌はやっています？こういう捕り物のやつですね。これで東京都内の小中学校はどこでも防犯訓練としていて、PTAもやっていますし、教職員もサスマタの練習を警察官が立ち会ってやるんですね。でも警察官が言うんですよ。「取り押さえるのは私たちの仕事ですから、あなた方はサスマタで組み伏せてください。10分経ったら我々が来ます。10分待ってください」って。10分もサスマタで取り押さえてじっとしている犯人がいるわけないんだから、そんな訓練をやっているって本当にいいのかなと思うんですけれども。

実は今、奈良で子どもたちの安全のための条例を提案しているんですね。何かといたら親がいない子どもが地域で歩いていた時に、絶対に声をかけてはいけません。声かけ禁止条例なんです。つまり親とか身近な大人がいないで、子どもが地域を歩いていた時は声をかけてはいけません。



声をかけたら罰金。そういう声かけ禁止条例というのが今県議会で問題になっているんです。僕は全く逆だと思っているんですね。要するにまちづくりの逆をいっているわけです。本当は身近な地域の人々によって子どもが支えられていくのが本当の安全の担保の仕方なのに。奈良県でその条例が出たら、僕、うかつに子どもに道も聞けないわけですよ。道を聞いたらすぐに罰金ですから。人を見たら泥棒と思えじゃないんですけれど、地域住民に対する不信感を植え付けてしまう、そういう安全条例じゃ困

るわけで、そういう意味で私たちはもっとまちづくり、地域づくりの中で安全安心を担保できるような条例であってほしいと思っているわけです。いずれにしても子どもの権利条例、これは地域再生、まちを作っていくことです。

それからもう一つ、最近特に大事になっているのは子どもの権利を啓発する条例だということです。おそらく皆さん方、これから1年間いろいろな意味で苦労すると思うんですけども、実はこの子どもの権利をテーマにした条例を作ることで子ども権利の普及・啓発にとって大変重要なんですね。それは、おそらく子どもの権利に対して肯定的な見方をしている市民がそう多いとは言えないからです。私たちが川崎市で1998年の9月に立ち上げた委員会が1回目の市民集会を半年くらいたった、翌年の3月に持ったんですね。市民集会で川崎の地域での子どもの権利は今何が課題か現状分析から入ろうということで、2年間のサイクルでしたから割りと余裕があって、最初の半年は現状分析ばかりやっていたんです。その最後に市民集会を開いて何が問題か、子どもの権利を実現していく条例を作る時に何が課題かということで市民集会を開いて、特に理念的な部分での分科会を僕が司会していたんですけども、ある子ども関係団体の年配の方々のごそっと10人くらい入って来まして何を言い出すかといったら「私たちは子どもの権利条例に反対だ」と言うんです。「権利という言葉を取ってくれ」と。「子ども条例にしてほしい」、「一番望ましいのは子ども憲章だ」、「子どもの権利条例というのはやめてほしい」、「今の子どもには権利なんかいらぬ」、「責任感をちゃんと持たせることが大事なんだ」と。その集会の分科会全体の市民の雰囲気「今の子どもには権利より責任だ」という風になっちゃったんですね。これはやむを得ない面もありまして、97年に神戸の事件があって、いわゆる酒鬼薔薇聖斗の事件があり、98年になりますとバタフライナイフ事件があったんですね。小学校の女教師が殺されちゃった。中学生にナイフなんか持たせたら何をするか分からないという中学生バッシングみたいなものがすごくあった。そういう時期で子どもの権利条例づくりを始めたというのもあるんですけども、今の子どもなんかそんな権利なんか与えるよりも、ちゃんと社会的責任を果たさせなければダメだと。そういう雰囲気一色になっちゃったんですよ。ところが川崎市というのは真面目な市で、条例は市民参加でやると言っているんですよ。札幌市はどうですか？市民参加型で条例を作ると言っているでしょ？市民参加といたら、ほとんどの市民は権利はいらぬ、責任が大事だと言っている。ですからこれはけっこうきつかったですよ。市民を説得しきれなくて、世田谷の子ども条例は責任がどんどん入っていったんですね。ですから市民参加というのは両刃の剣というか、その市民が権利なんていらぬ、責任と言った場合、それを説得する委員会としての説得できる力量を持たないとなかなか今の市民を納得させることはできないですね。市民集会で最初はそういう状態で、私、座長でしょ。これはえらいものを引き受けたと思いましたよ。市民の人たちが「いらぬよ、権利なんて」と言い出しちゃって。でも2年かけて市民を説得しました。最後の市民集会では半々になり、互角になりました。キャスティングボードを我々が握れたので、

何とか子どもの権利条例で堅持できましたけれども、そういう意味では子どもの権利を、この条例づくりそのものが権利を普及していく一つの現場なんですね。実践の現場なんだと受け止め方をして頂いていいんじゃないかと思います。脅かすだけじゃいけませんから、どうやって説得したかを言っておきますね。一つは「権利より責任だ」とか「権利なんかいらぬ」と言っている人に限って、子どもの権利を知らないんですよ。子どもの権利をちゃんと勉強していない方が言うんですね。だからたいてい子どもの権利に対して30分だけでもちゃんと勉強してくれば、「あー、そういうものなんだ」と納得してくれるんです。一番大きな誤解というのは言葉の問題があるんですね。権利という言葉の問題があるんですよ。権利という言葉の辞書で引くと、権利の権というのは権力の権、権勢を誇るの権なんですよ。権利の利というのは利益とか利得とか、つまりイメージとして権利という言葉が権勢を誇る、権力欲の強い利益ばかり追求する「自己中」な人というイメージになっちゃうんですよ。この権利という言葉はもともと翻訳語なんですね。Rightsという言葉の翻訳した。私の大先輩の教育学者の先生が言っているのは翻訳が良くなかった、福沢諭吉と西周があまり良くなかったと言っておりますが、つまりRightsという言葉は適当な日本語がなかったんです。もともとのRightsの言葉の意味というのはAll Rights。「その通りだよ」「もっともなことだよ」、もっともで正しいこと・当然なこと、それがRightsの基本的な意味ですから、それを権利という言葉に表現した時に全く違うニュアンスが入って来ちゃったわけですよ。権力の権で利益の利という。だけれどももとの権利の語源であるRightsはもっともなこと、当然、つまり正当な正しいことと、それが社会的に承認を得られる、当然だと周りから思われることです。ですからHuman Rightsといえは人間にとって当たり前のことを認めていこうということで、Children Rightsといえは子どもにとって当たり前のことを認めていこうという、当然のことをやろうということなんですね。何か人と違う意見とか、あるいはわがままを認めるというのではないんですね。特にRightsの言葉の中に入っているのは、当然の要求やニーズ、あるいは当然の意志です。だから、当然、当たり前な子どもの意志や、子どものニーズ、要求を社会的に認めていくというのが子どもの権利を保障することなんです。国際連合は何故子どもの権利宣言や権利条約にこだわったかということ、そういう子どもに当たり前のニーズや意志を認めて行かなければ人類がダメになるということなのです。もともと人類的な課題として子どもの権利を保障していこうというのが国連の立場ですから。ですから人類は子どもに最善のものを与える義務を負うという、国際連合の子どもの権利宣言があります。そこで言っている人類的義務というのは、まさに子どもの権利というのは人類的な課題として社会的に認めていかなければ、将来の人類の発展を危うくするんだ、子どもというのは将来の希望なんだから、その子どもの権利を保障することが人類の将来を支えていくことなんだと言うことが、実は国際連合がずっと国際社会が子どもの権利にこだわってきた意味なんですね。そのあたりのところをちゃ

んと理解して頂ければ、子どもの権利というのはそんなに難しいことではないように思うわけです。

あともう一つは、権利より責任だとか、権利より義務だと言っている人たちに対して、委員会が、どういう風に説得しようかということです。権利より責任だと言っている人は多いんですけども、特に少年事件などがあるたびにそういう世論ができるんですけども、そこで言っている権利と義務とか、権利とか、責任とかというのは常に対概念だという発想が前提にある。つまり権利と義務が常に対だからこそ、権利がほしいなら義務も果たせ、義務を果たせないなら権利はやらないという論理が出てくるんだと。だからもともと権利と義務が対だという前提を、そこは違うのではないかというのを言わない限り、この論理は論破できないだろう。例えば憲法の26条には子どもの教育を受ける権利というのが1項で保障されている。権利と義務が対だったら教育を受ける権利を保障する義務も子どもにあると言わなければいけない。でも憲法にはそう書いていない。子どもの教育を受ける権利を保障するのはその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うという形で、保護者、親の義務と、義務教育はこれを無償とするという国家の義務が定められています。つまり子どもの権利に対応しているのは、親の義務と国家の義務なんです。そういう意味では権利と義務は常に子どもにとっての対概念ではないんです。さっきの国際社会で言えば子どもの権利に対する人類的義務なんです。そういう権利、義務関係の問題をきちっと問い直していけば、「子どもの権利条例というのは、子どもの権利を大人が保障する義務を定めた条例なんです」と、市民が率直に理解してくれるようになりました。ただややこしいことは、何が子どもにとって大切なもので、大人が子どもの権利を保障する時に子どもに聞かなくていいのかという議論になって初めて、子ども自身の意見を聞けということになる。つまり子ども自身も権利行使の主体だという考え方が権利条約の中で出てきたために、大人の側がそういう発想の子ども観に対して対応できなくて、子どもに権利なんか与えると混乱しちゃうんじゃないかという大人の側の受け止め方が初めて出てきますね。子どもが権利を行使する際の他者の権利をちゃんと尊重する責任や義務があるとか、子どもたちが自分たちの権利を行使していく時にどういう風に責任が伴うのかというのは法的な問題というよりも、権利学習とか、実践の場で問われてくる問題であって、これも実は条例が規範化していく、法制度の問題とは区別しなければいけないと考えています。ちょっと長くなりましたが、おそらく皆さん方がこの条例づくりの中では、子どもの権利そのものを深く認識し、高めていく、あるいは市民と一緒に啓発活動にしていくという事が大事なのかなと思います。それで事務局の方々からもこれから子どもの権利の普及や啓発が必要だということで、今までの喜多さんがやっているものを全部出してくれということで、私、「喜多コレクション」と言っていますが、普及啓発でもう20年近くやってきましたので、貯まったものをたくさん持ってきました。皆さんにプレゼントしたい一つは、お手元にある、杉並区が作っている子どもの権利条約のパフレットです。一番後ろの方に私の名前が入ってお

ります。杉並区保健福祉部児童課という所で作ったというのが4ページ目の下に小さく入っていると思います。編集していたのはユースプロジェクトという子ども会議で、杉並区の中にある子ども会議の「すぎなみ編集委員会」という子どもの編集委員会がこの冊子を編集企画し、それをファシリテートしたのが某氏で、発行が自治体なんです。僕は子どもの権利条約を発信するのは子どもが一番望ましいと思っています。これは一つの例です。

それからこれは市民が作っています。これは高浜市で作った絵本です。子どもを市民として、まちづくりに参加していこうという「子ども市民憲章」を作っていくパンフで、これは読み聞かせ版の、幼児向けに作ったパンフレットです。これも高浜市の発行したものでして、一番後ろに子ども市民憲章の資料が入っておりますので、あとで参考にして頂きたいんですけど、これも市民が編集して、役所が発行です。僕は広報誌というのを市民がなかなか身近に感じないのは、市民参加型でないからだと思っています。子どもや市民が役所の広報を、つまり財政的には役所がやりながらアイデアとか企画は市民や子どもがやるともっと広報誌が身近になります。ですからこういうものをちょっと参考に、札幌市でも是非市民参加型や子ども参加型のパンフレット、広報誌があってもいいんじゃないかと。

こちらにあるのをちょっと説明させていただきます。一応私のコレクションがここにあるので、あとで見てください。それで4つの自治体で子どもの権利条例が作られていますが、川崎市の条例と川西市、それから小杉町と多治見市、奈井江町のそれぞれの資料、権利条例のパンフレット。特に子ども向けに作られたパンフレットを中心に持ってきているので、あとで見ておいてください。あといろんな子どもの権利条約に関する普及パンフがあります。いろんなやり方があります。青森県が作っているマンガ子ども権利条約とか、それからこれは児童館で作った権利条約のカルタですね。あとはかなり初期ですけども、子どもたちが権利条例を普及していくさまざまなパンフレットが入っています。それから札幌のフリースクールが作った「何様 お子様だ」という子どもの権利条約を広める10代の会という札幌市内のフリースクールで作ったパンフレットです。あとは子ども国会の資料。それからお手元にもう一つありますが、昨年が条約を日本が批准して10周年だったので、共同通信という通信社が地方紙なんですけれども日曜版に、サンデー版という形で見開き2ページの特集記事を作ってくれと言われて、編集企画したものの黒刷りのものがあります。本当はカラーで、パネルにしてあります。事務局にはこのパネルを10枚ほど預けてまして、これ、NGOで1枚500円かなんかで売っていたと思いますが、もし良かったら使ってみてください。これは双六です。双六で子どもの権利条約を学ぶ、子どもたちの遊びのための資料です。あとビデオも少し展示しています。川崎市と川西市、各自治体で普及版のビデオを作っておりますので、それも是非委員会では見て頂いていいんじゃないかなと。川崎市のビデオはこれも条例の委員会の所から全部記録をビデオで撮ってまして、私も委員会でやっているのが映っているんですね。これ、けっこうマニアックな職員

がいて、ちゃんとやってくれる人がいないとダメなんですね。写真はみんな撮ってくれるんですけど、ビデオで撮って、あとで編集しているんです。びっくりしました。条例の指導ビデオというのを作って各学校に配布しているんですね。権利条例はこうやって作られたというドキュメント。本当は今日もそういうのがあるといいなと言ったんですが、是非そのビデオを見て頂ければと思います。あと川西市のビデオは子ども的人権オンブズパーソンの活動で、このビデオはとても良くできています。それも是非あとで委員会でご覧になって下さい。いずれにしても子どもの権利の普及啓発はとても大事で、いろんなアイデアを、特に子どもや市民が楽しくですね。みんな、この絵本づくりに1年かかりましたけれど、楽しんで作っていますからね。別にお役所の広報を揶揄する気はないんですけど、義務感じゃなくて、面白く作ろうというのがいいですね。市の広報というのは公共サービスですけども、なんか行政が予算がなくて人が減ったんで助けてくれとあって、行政の一部がやれなくなったものを民間が請け負うというのは、公共サービスの質が低下すると批判を浴びるわけですが、私は市民が参加することによってその公共サービスの質が高まる、向上することが本来の市民参加で、そういう市民的な公共性というものを追求することが大事だと思っています。

それでは二つ目の柱に入ります。全国状況として今申し上げたような条例づくりについての基本的なポイントを押さえて頂いた上で、第2の柱、具体的に実践的にいろんな問題をこれから委員会としても抱えると思いますので、私たちがやってきた経験を是非生かしてもらおうと思います。特に目黒区でも経験しましたけれども、自治体は今いろんな意味で厳しい状況にあるなど。バブルが崩壊して、税収がどんどん減って、自治体としても財源がどんどん減っていくというのは当然なんですけども。私も目黒でびっくりしましたよ。条例づくりの時の会議が最初7回の会議しかなかったんですよ。予算が。7回の会議でまともな条例なんて作れないと本当に途方に暮れて始めたんです。幸い、メンバーの、特に市民公募の委員の人たちが最初の会議の時に役所の人たちが「ご苦労さんです。ハンコを下さい」って、会議の委員手当を配布し始めた時に、ある公募の市民で、子どもの野球の指導をやっているお父さんが「僕はこんなものをもらうためにやっているのではない。地元の子どものためにやっているのに、金なんてもらうつもりなんかないんだ」って人がいたんですよ。「それは実費だから取っておいてください」と僕らも言ったんですけども。自分たちの地域の子どものために私たちはやっているんだ、金のためにやっているんじゃないという意識をみんなが持ってくれていました。確かに自治体の予算というのは限られているから、会議は7回しか開けない。でもあとで3回分の補正をもらいまして10回は正式な会議をやりました。しかし10回じゃ何もできません。そこで私たちが考えたのはボランティアでやろうと。10回の会議はいわば一つの節目の原案を承認していく会議にする。

それから二つ目は、もう一つ、今の自治体が抱えている問題は市民参加です。市民参加というのがかなり今どこでも言うようになりました。だけど実際に市民参加型で、

行政がいわばパートナーシップで、行政と市民がある種対等な立場で一緒に公共サービスの質を上げていくための事業に取り組むという経験がまだまだ不足している。市民の側もそうですし、行政の側もまだまだ経験が不足している。どうしてもぎくしゃくしちゃうんですよ。例えば市民の側の意識として克服してもらわなきゃいけなかったのは、今まで市民の役所に対する関わり方が20世紀型の関わり方と言っていいのかな、行政にこういうことをやらせるという要求を出すか、行政にこういうことはやらせないという要求を出すのが市民運動、市民参加だと思っている市民がすごく多いんですね。自分が市民として私が何をやるかという視点を欠落させたまま、何かをやらせる、やらせないという発想で行政に対して向き合う市民の意識を変えない限り、市民参加というのはあり得ない。一緒にパートナーとして行政と市民がどういう風に事業を展開していくか。市民のそういう意識を克服していくのは、市民の側の課題なんです。逆に行政も課題があって、20世紀型の市民運動に慣れてきた行政は、常に突き上げられてきた。要求されて、それに対して常になんか対峙するような形で、市民というものを見てきたという部分がありますし、逆に言うと市民が何を言ったって、結局責任を負うのは我々じゃないかという意識がある。そういう役所意識というのはやはり克服していく部分があって、私たち役所がやっている仕事の質が高まっていくために市民参加が非常に重要なんだという、市民と行政の関係を改善していく。もちろんやり合うところはやり合う。この市の政策はおかしいということを言ったり、これはもっとやるべきだという意見を出すということはもちろん当然あり得るんですけども、それだけではなくて一緒に協働、コラボレーション、共に汗して何かを実現していこうという経験をまだまだ自治体や各地域が経験を蓄積しなければならない時期であると。そういう意味ではまだまだいろんなぎくしゃくをしながら、市民参加というものが本物になっていくのではないかなと思います。それからもう一つ、今自治体が抱えている問題はこの分権社会の中で、確かに自治体が独自にやれる枠は広がったんですね。三位一体論とか言われていますが、財源が地方に下りれば下りるほど自治体としてのやる枠は広がってきます。ところが行政そのものはまだ旧態依然たる組織編成、つまり縦割りが残っているんですね。従来型の縦割り行政の施策運営というものに慣れている行政から見ると、地方自治体の施策づくりに非常にその壁が出てくるんです。幸い札幌市はその行政再編をかなり先に進めて、今回もこの条例の担当部局の子ども未来局という子どもの問題の横断的な行政組織を作ったことは非常に重要で、心強いことですよね。川崎市とか権利条例を作っている所は条例を作ってから、担当部局が横断的な組織をどう作るかってやっているから大変なんです。総合条例、子どもの権利条例を作っても、それを受ける行政事務機構が縦割りでずとなかなか動きが取れない部分があるんですね。そういう意味で札幌市は子ども未来局という受け皿を作ったということは、これから条例を実施していく上では非常に重要な役割があるんです。子ども未来局のお話を伺っていて、教育委員会との協力関係をどう作っていくかというのは課題だと伺っていますが、しかしそれ以外のところの非常に

横断的な青少年行政とか、福祉行政との関係をどう作っていくか、これも自治体がこれから抱えていく課題じゃないかと思います。いずれにしても今、実際に置かれている条件の厳しさの中で、この条例づくりを是非いいものにして頂ければと思います。

では2の2に入ります。「参加型条例づくりの課題」ということで、ここは教育改革とか何とか改革と銘打った時に常に目線を二つ持ってほしいと思っているんですよ。どういう目線かというと「何が改革されたか」という改革の中身に対する目線と「どのように改革していたか」というプロセス、改革の手法の目線なんですね。どんなにいい改革も手法が間違っていれば中身が生きないということがあるんです。例えば、こういっちゃあ悪いけど、中野区で作っている区民参加条例は非常に閉鎖的な審議会で作ったために区民参加が活かされていない。区民参加を求めていく条例だったら、当然区民参加で条例を作らないといけないんです。つまり中身だけではなくて、そのプロセスが大事なんですね。ですから今回の子どもの権利条例もおそらく子ども参加とか、市民参加を含む、非常に幅広く含む条例の中身をこれから検討していくんでしょから、当然のことながらその中身を作っていく条例づくり、そのプロセスに市民参加や子ども参加というものをきちっと据えていくという、改革手法を改革していくということがこれからの課題だろうと思います。札幌市はどうか分かりませんが、通常の行政審議会というのはだいたい学識経験者と職権委員みたいな関係団体だけの閉鎖的な審議会で議論してしまうというケースが多いんですね。しかしこれからの審議会というのはやはり市民参加や、あるいは当事者参加ですね。その問題の当事者が参加していくような、そういう手法、改革の手続きとかプロセスを改革していくということがとても大事だろうと思います。そして子どもの権利条例の場合には特に参加型でいいますと市民参加と、それから一番厄介な学校現場参加ということと、もちろん現場の先生の委員もいらっしゃるということは承知していますが、学校現場参加と子ども参加。この3つのテーマを特にその改革の手法としては、これから皆さんが創意工夫しながら検討していく部分ではないかなと思います。市民参加型の条例ということで、僕が川崎市で経験したエピソードを一つだけ紹介しておきたいと思うんですけれども、98年の9月に立ち上げて1カ月も経たない時期に、僕が日曜日に家でくつろいでいた時に電話が1本かかってきまして。名前は名乗らないんですけれども、「わたしは川崎市民だ」と言うんです。いきなりそれから始まりまして、私もびっくりしちゃって、それから1時間付き合わされたんですね。それで市民参加型ですから当然市民の意見は聞かなきゃいけないと思ひまして、大変な仕事を受けたなとその時思いましたよ。それはちょっと言葉のきつい年配の男性だったんですけれども、開口一番何を言われたかということ「喜多さんは、子どもの権利条例を作る座長を引き受けたのか」と言うから、「はい、そうです」と答えたんですね。「あんた、すぐに座長を辞めなさい。条例づくりなんてやっても意味がないから。あんた、そんな無駄なことやらないで」といきなりこうなんです。私も「えっ、そんなこと言われても困ります。一体どうしてですか」と。そしたらそのオジサンが言うには「川崎市っていうのはな、条

例を作るのが好きなんだ。1000も何百もという条例を作っているんだ。そして何の役にも立ってないんだ。例えばゴミのポイ捨て禁止条例というのを作ったんだ。作ると市民は『ゴミは役所が拾ってくれる』というんで、市民は誰も拾わなくなった。結局ゴミを拾って掃除しているのはわしだけなんだ。それに自転車放置禁止条例というのを作った。これも条例を作ったために『自転車を片付けてくれるのは役所なんだ』と、いうことになり、「結局自転車を片付けているのは、わしだけなんだ」と。そういう風に条例というものは役所を義務付ける、行政を義務付けるのが条例の仕事だという考え方がありますから、「今度子育てに関した、教育に関した子どもの関係の条例を作るって。市民がまた役所に全部期待したら、私の仕事がまた増えるだけだ。こんな条例を作られたら困るんだ」と。言い方がすごくきつい人で、あとで大学の研究室にもかかってきましたし、最後は委員会の会議室、会場の玄関で待っていて、名前がわかりまして、私の追っかけになりまして、子ども集会に来ると子どもたちの前でもいろいろ言って、子どもからたしなめられてね。「オジサンは言っていることは正しいんだけど、言い方がいけない、きつい」とたしなめられて、オジサンが「わかった、わかった」なんて言ってね。人はいい人なんだけど。本質は突いていたんです。僕も彼に対して言ったのは「あなたの言うことはよく理解できた。確かに子どもの権利条例を作る時に、その子どもの権利の保障を市に全部やらせるような、お上に依存する、市民が何でもかんでも役所に任せるといふ条例になりそうだったら、僕は責任を取って直ちに座長を辞めるから。あんたと約束するよ。役所が条例を活用するのは当然だけれども、子どもたちや親や地域の人たちが条例を活用して今の生活をより良くしていこうという条例だったら私は最後までやりきる。でもそういう条例でなかったら僕だって手を引きます」とそのオジサンと約束したわけです。川崎市の条例のコピーが入っていると思うんですが、注目しておいて頂きたいのは、目次を見て頂きたいんですね。4ページという所に川崎市子どもの権利に関する条例とあります。この条例は総合条例としては非常に大きな、条文数も多くて、大がかりな条例なんですけど、一番分量を取っているのはどこかというところ、第3章、第4章なんです。ここは何かといえば家庭がこの条例をどう活かすか、子どもの権利をどう保障していくか、親の役割や、あるいは育ち学ぶ施設、これは学校と児童福祉施設両方を総称して育ち学ぶ施設と言いますが、学校とか施設がどうやって子どもの権利を保障するか。そして地域が子どもの権利にどういう風に責任を負うのか。そして第4章では子ども自身が自分の権利をどう実現していくのか。つまり条例は当然役所を拘束する、行政を拘束するのが第一義的な役割ですけれども、同時にこの条例は役所だけが子どもの権利保障をする主体ではないと。地域や家庭や学校や、あるいは子ども自身も権利保障をしていく主体なんだという形で、この条例を活かしてほしい。そういう部分を盛り込んでいったのも実はこのオジサンとの約束がありまして、「役所だけが守る条例だったら、直ちに僕は辞めるよ」と言っていたことの証しでもあったわけです。そういう意味で、さまざまな人々がこの条例を活用できるような条例にしていくために、市民が参加していく

ことです。実質的には市民サロンというのが行政の側との連携で作られまして、この委員会に市民側のいろんな議論をする場を提供しながら、私とか委員会のメンバーがその市民サロンに行きながら市民の意見を聞くという形をとっております。いずれにしても市民参加というのは非常にいろんな人たちの意見が条例を形づくってきている部分を一つ申し上げました。

二つ目に学校現場との連携、協力関係の模索です。こちらの委員会のメンバー構成を見ますと、一応学校現場からの方々が公募を含めてご参加頂いているようなのですが、残念なことに、いわゆる川崎市もやりましたし、目黒もやりましたけれども、校長会の推薦の委員が入っていないというのが非常に気になる所です。やはり子どもの権利保障というのは身近な生活の場でこそ実現してほしいという立場から言えば、学校という最も子どもにとって身近な生活の場で子どもの権利が実現されるということが基本に置かれなければいけないだろうと思います。なんせ一番長い生活時間を学校で送るわけですから、その場で子どもの権利実現というのがやはりこの条例の中では大事だろうと思いますし、その意味からも学校全体の協力を得たい。もちろん現場の先生たちのアイデアを活かすということも大事ですが、管理職や教育委員会の協力をどういう風にしていくかというのはこれから非常に大事な課題になるんじゃないかと思います。そのことと関わった経験を私の方から2、3紹介しますと、川崎市の経験ですけれども、小学校の校長会と高校の校長会、高校は市立が5校、定時制を含めて10校ありますが、とても協力的だったんです。ところが中学校の校長会は完全に離れましたね。一応推薦された委員がいたんですけれども、ほとんど出てこない。中学校の校長先生たちを説得できないとダメだと思いましたが、川崎の委員会で学識経験者枠で入っていたメンバーの中で教育学をやっているのは私だけだったんですね。「教育現場の説得は喜多さんの役割だ」と。ひどい連中ですね。周りがみんな私に押し付けるんですね。しょうがないから私も使命感を帯びて、特に中学校の校長先生には何とか協力してもらおうということで、校長会には何度も何度もお伺いしたんですね。定例の会議のあと、10分、20分お時間を頂いて、会議が終わるのを寂しく廊下で待って、ようやく定例会が終わったあとに行きますと、何でこいつが来たんだという顔して。川崎市は中学校は51校ありまして、51人の校長と私一人ですから、これはけっこう緊張しましたね。51人の校長からにらまれているんですから。それで子どもの権利条例の話をして全然相手にされないというか、ほとんど「先生の話はわかりましたけれども、我々は関係ないですね」みたいな感じで終わっちゃって、何回やってもダメだったんですね。最後に2000年の6月に答申を出す直前の5月だったと思うんですけれども、僕の側から教育委員会に頼んで「もう1回だけ行かしてくれ。このまま中学校の校長会を説得できなかつたら、この権利条例は価値が半減してしまう。何とか中学校の現場に入れないと、一番子どもの権利の問題が噴出しているのは中学校だから、そこを何とかクリアしたい」ということで、5月にもう1回行ったんですね。案の定同じような調子で「また来たか」というもうイヤな目で見られて。僕が「今度答申

でこういう条例を提案しますので」という説明をさせて頂いても非常にシラッとした雰囲気です。そして一番急先鋒の反対派の校長先生が私に対してこう言ったんですね。「喜多さんは現場を知らない。だからそんなことを言えるんだ。先生は例えば移動教室に行った生徒が給食の時に犬食いをしている。そういう生徒がいるんだよ。そういう生徒に対して権利か。そういう生徒に必要なのは基本的な生活習慣を身につけることですよ。我々はそこでとっくんでいるんだ」と。そういう生徒に対して権利というようなことを言うのは、現場を知らないから言うんだと。そういう言われ方をした時に私はとどめを刺されたという思いがして、これはもうダメかなと一瞬あきらめて帰ろうかなと思った時に、あまりにも僕が意気消沈した顔をしていたんでしょね。同情してくれた校長がいたんですよ。やっぱり51人もいるとちょっと違う発想の校長もいまして、その校長さんが発言をし始めまして。「私も皆さんと同じように生徒にいま権利だなんて言っても無理だ、権利よりも責任感を身につけるといことが大事だ」という思いはみんな共通にあるけれども、ただし私はなんか自信を持って、胸を張って自信を持ってそういう風に言い切る自信はないんだ。なぜなら自分の学校で子どもたちに権利を学ぶ機会をちゃんと保障したという風に自信を持って言えないからだ。今の子どもに権利は使えないとか、権利はいらぬとか、あるいは権利よりも責任が大事だと自信を持って言うためには、やはり権利を学ぶ機会を保障しなければいけないんじゃないか。それでもなおかつ権利が使えない、いらぬ、責任が大事だということなら筋が通るんだけれども」。つまりその校長さんは非常に律儀に生徒に対する権利を学ぶ機会を保障していない自分自身としては、あまり自信を持って言えないと言ってくれたところで、僕は本当に藁をもつかむ気持ちでしたね。ここしかないと思いましたが。思わず叫びましたよ。「生徒にチャンスを与えてください。自分の権利を学ぶ機会を保障してください。学校というのは教育機関ですよ。教育の場なんだから、子どもの権利条約でも子どもの権利というのはやはり広報していくことが大事なんだから、まず権利を学ぶ機会を子どもたちに保障してほしい。その上でなおかつ今の子どもには権利は無理だと。基本的な生活習慣や責任感を身につける方が大事だと言うなら、それは私も引き下がります。でもやっぱり教育機関である以上は権利を学ぶ機会を保障するのが、教育機関の役割じゃないですか」と。僕はやはり教育論で、権利の問題で勝負するしかない。その流れの中で実は権利学習の教材とか資料編集委員会というのが条例制定のあとでできまして、私はそれに賭けまして権利学習の教材編集をずっとやってきているわけです。今日はちょっと残念ながらその展示を忘れちゃいまして、今度事務局にお送りしますけれども、今川崎市が毎年権利学習の教材を作って、先生たちが自由にそれを利用できるような資料集を今編集しています。やっぱり子どもたちが学ぶという視点で、権利の問題を学校でやっていくといいなと思っているわけです。権利学習というのは何かというと、もう少し厳密に言えば子ども期に子どもたちが学ぶべき子どもの権利のことです。一般的に人権教育でくくられているものよりも狭いです。人権教育とイコールではないです。人権の歴史だとか差別の問題だと

か、そういうことを学校教育で学ぶことは、今までやってきているわけですが、しかし生徒が自分たちの時代に保障されている権利を学ぶということをやっていない。やっていないうちに民間がやり始めちゃった。CAPというNGOが最も有名ですけども、いじめや虐待というのは権利侵害で、自分の権利侵害に対して自分の権利を守る力を学習プログラムとして開発したわけですね。これは今は学校の方が遅れちゃったためにCAPのプログラムを学校が利用し始めている。川崎市も小学校全校にCAPのプログラムが入りまして、CAPの民間の講師が小学校の権利学習の授業を担当しております。東京都でも5カ所の自治体が委託契約ですけども、民間に委託して権利学習をやっている。残念ながら学校の側はまだそういう蓄積がない。ただ、川崎市の教師が最近面白いことを言ったのは「我々だったらもっとうまくできる」と言うんですね。CAPがやっている小学校の実践を教師はしょうがないから見ているわけですよ。最初は屈辱ですよ。通常の地域のおばさんたちが、お母さんたちがやっているわけですから、CAPの実践というのはね。それを教師が見ているうちにだんだん欲が出てきてね、「我々だったらもっとうまくできる」と。CAPというのは権利学習の中のほんの一部ですから、もっとこれを発展させていくプログラムはいくらでも可能なんですね。そういう意味で子どもたちが権利を学ぶ、子どもたちが他者の権利を侵害しない責任を伴うんだという権利学習も、学校現場との連携、やはり教育論で勝負するしかないというのが私の実感でした。

そして3つ目、もう一つこの委員会でこれからの課題として緊急な課題になっているのが子ども参加だと思います。先ほど申し上げたようにこれから子どもの意見表明参加を推進していくような条例を作るなら、その条例のつくるプロセス、手法としても子ども参加が必要だという部分です。なぜ子ども参加が必要かという、もちろん参加の制度は参加でという、これは経験則として申し上げているのもう少し理論的なお話をちょっとだけしておきますと、「子ども権利研究第6号」の一番新しい号、これは「子どもにやさしいまちづくり」という本を出版したあと、新しい自治体の動きとして追加して編集したもので、その巻頭に私が書いているものがあります。その中の5ページを開いて頂きますと、高浜市の2002年度のアンケート調査というのが紹介されているんですね。これはセルフエスティームと言われる、いわゆる自尊感情、自己肯定感というものの意識調査で「あなたは自分のことが好きですか」と聞いてみますと、子どもに対して質問したところ「自分が好きだ」「どちらかと言えば好きだ」というのを合わせて38%。40%弱というところでしょうか。これに対して非常に大事なのは、同じ質問を大人、親にも「あなたの子どもは自分のことを好きだと思っているといますか」としました。自尊感情を子ども自身に聞くというのはいくらでもあるんですが、それを大人の側がどう受け止めているかということをもう一つ聞いてみたんですね。そうしたら「おそらくうちの子は自分のことが好きだと思っている」が56%、「どちらかと言えば好きだと思っている」という親が30%。合わせて86%の親は「うちの子はたくましく、自分に自信を持って生きているはずだ」と。この「はず

だ」というのはおそらく願いも込めてなんでしょうけれども、実はこの自尊感情というのは権利や人権問題の基本で、残念ながら日本の子どもたちというのは国際比較の中で自尊感情が非常に低いということがよく言われています。ところがもう一つ視点があって、大人の側は子どもの自尊感情は高いと思っているんです。このズレが実は子ども施策を立てていく時、決定的な分岐点なんです。

例えば東京都なんかは今、子どもの権利擁護委員会が廃止されて、心の東京革命というのをやっているんです。これは何かといういじめや虐待の問題に対して、前の都政の時は、子どもの気持ちは子どもに聞かなければわからないし、子どもの心の痛みに寄り添おうという、権利擁護のオンブズの制度を作ったんですが、今の都政になってから、「子どもはもっとたくましく育てなきゃいけない。いじめや虐待に負けない、強い子どもを育てるために親は厳しく育てろ」という路線に変更になったものです。でもそれを都民がなぜそれを支持するかというと、「うちの子はけっこう頑張っているよ」、「そんないじめなんかに負けないで。私たちだって多少のいじめはあったけれど、頑張ったんだ」という大人の側の意識です。でも高浜の子が言っていたのは「僕たち、そんなに強くないよ」「『たくましく育て』なんて、大人から言われるけれど僕はそんなにたくましくないし、強くないんだ」ということです。あまり言い過ぎるといけませんけれど、僕から見ても打たれ弱さというのがあるんですね。正直言って大人の側から言うとそんなに強く叱った覚えがないのに、飛び降り自殺しちゃったとかですね。そういう事件がありましたし、そういう意味では子どもたちの心の痛み、辛さにどう寄り添うかというのは救済制度を考えていく出発点なんですね。子どもに寄り添うような相談や救済、オンブズなんか作る必要ない、もっと強く育てばいいんだという路線になってしまうのかどうか、いずれにしても一つのズレですね。子どもたちの側の実感とか意識と、大人の側の意識とに大きなズレがあると考えていいと思っています。従って僕はこのズレをどう埋めるかというのは、どんな子ども施策を立てる場合にも重要だと。大人の一方的な思い込みだけで子ども施策を作るのはもうやめようということです。子ども施策は子どもに聞かなければいけない。子どもの言うことに耳を傾ける。お互いの努力によってそのズレを埋めていかない限り、本当に子どもたちにとってプラスになる施策にはなっていないんじゃないか。特にこれから条例づくりをやっていく時にどんなに子どもに寄り添っている、そういう視点を持っていると思っていても、実際に子どもの意見を聞くというのは大きいんですね。おそらくこの委員会の中でも子どもの側からの意見を反映させるということがどうしても必要です。ただしそう簡単ではない。目黒区でも子ども委員会を立ち上げる時に公募でやったんですけど、公募で集まったのは3人でしたよ。これじゃあどうしようもないというので、児童館の職員と相談して公募期間を少し伸ばして、なんとか10数人になりましたけれどね。単純に公募して、広報に載せて、子どもたちに「条例づくりの子ども委員会を作るので是非参加を」と。これ、完全に失敗したのは日野市ですね。日野市は結局ゼロだったんです、公募で。子ども会議と大人会議で条例づくり

をしようとして、子ども会議が全くできなかったですね。なぜかと言いますと、もちろん子どもの権利条例ということに対する子どもの側の基礎的な情報とか、知識がないというのがありますが、同時にやはり子どもたちがこういう社会的な活動に参加するという意識が非常に弱くなっています。川崎市で子どもの意識調査をやった時に、例えば子ども会活動とか、あるいは学校の児童会活動みたいなものに参加したいという子どもがどれくらいいるかというのを聞いて2、3割なんです。残りの7、8割の子どもはそんなのに参加する気はない。じゃあ、どうして参加しないのと言った時に圧倒的に多いのが面倒くさい、これが6割を超えていました。あとは目立ちたくないというのが3割。面倒くさい、目立ちたくないというのが今の子どもたちの現状ですから、公募で参加して来るというのはよっぽど特異な人ということになってしまうわけです。目黒区の場合は児童館職員の人たちの努力で子ども委員会がなんとか成立したんですけども、川崎市の場合は子ども議会をやったあと、子ども夢共和国というまちづくりの会議に発展して、その会議の子どもたちが母体になって、もちろん形式的には公募という形をとりましたが、実質的には子どもたちが40人ぐらいで子ども委員会というのを構成し、その中から9名の代表者が子ども委員という形で、私たちの条例原案のワーキングに入ってきたわけですね。札幌市でも子ども議会をやっていらっしゃるということなので、そういう蓄積の中で自主的に子ども委員会に関わってもらおうということはある程度得るんですけども。ちょっとこのポプラ社の絵本（「わたしの人権 みんなの人権」）を見て頂きたいんですけど。子どもと大人のいい関係を作るという部分（28、29ページ）の所に「3人組、子ども議会準備委員になる」というのがあります。これはモモとタカシとオサムという3人組が小学生の4年生から高校生まで成長していく中で、さまざまな権利や参加に関わった問題にぶつかっていくのをドラマにした絵本でして、楽しんで読めるものなんです。これはある町で実際にあったエピソードです。町長さんが最初に「えー、本町も来年をもちまして町制施行30周年となります。これを機会に子ども議会を開催し、町の将来を担う子どもたちに活躍してもらいたいと思います」というのを聞いたタカシ君とモモの話ですが、タカシ君がお母さんから聞いた話というのは、お母さんが知っている職員に挨拶をしたら「子ども議会は絵になる」「マスコミが注目するので町の30周年を祝うのに都合がいいからだ」と言っていたと。ある町の子ども議会で本当にその職員が言った発言なんです。子ども国会もそうなんですよ。あれは参議院がどんどん影が薄くなっているんで、参議院のアピールのために子ども国会をやったことで新聞の一面トップですよ。国会の議事堂を子どもだけが占領するというのは絵になるんです。だからみんな新聞の一面トップになりましたよ。つまり参議院の存在を誇示するものに利用されたわけですよ、子ども国会がね。これはそこに描いてあるマンガじゃないですけど、宣伝用子ども議会と書いてありますが。これは私たちが子ども参加を支えていく大人側の役割から言えば、これはロジャー・ハートが言っていますけれど、見せかけの参加とか、操り型参加と言われている部分ですね。だからいけないということではない

です。そこが出発点だということです。先ほど申し上げたように、ほっておいて子どもたちがガンガン参加してきて意見表明し、会議をやるぐらいのエネルギーに動く地域だったらこんなことをする必要はありませんけれども。地域活動やあるいはさまざまな社会参加活動に子どもたちが自発的に出てこない時に、最初の時点で大人の側がイニシアティブを取って、子どもたちを集めるというのはもうやむを得ない現実です。ここで私が言いたかったのは何かというと、集められた子どもたちがゴールではないということで、これは出発点だと。それが実際本当に子どもたちが自由に参加、意見表明していくような活動ができるように支えていくことが、そのあとの大人の役割だと。そこで先ほど申し上げたようにファシリテーターという人が子ども参加の支え手として活躍し始めました。このパンフレットですと「権利より義務だ」と言う、雷おやじが出てきますが、この後34ページに子どもの参加を支えるサポーター・福島さん登場というのがあります。それはファシリテーターのことです。学生や大学院生レベルの若者がこういうファシリテーターとして、今子ども参加を支援していくと。これは時代がそういうものを要請しているんです。本当はほっておいても子どもたちがガンガンやるような社会になってほしいんですけども、なかなか子どもたちが意見が言いにくい。しかも大人が圧倒的に力関係でいくと強い社会ですから、その中で子どもを支えていく、そういう役割を大人が果たさざるを得ない。そういう時代なんだと思うわけです。そういう形で川崎市の時も、実はここに写真がありますけれども、これは某氏と言って、杉並でもやってもらっていますが、私の今、大学の研究室の助手をやっている女性です。もともと学生時代からファシリテーターをやりたいということで研究もしていて、ファシリテーター論の研究で今度本も一緒に作っていますけれども、川崎市でも子ども参加を支えてもらっています。僕が本当に、川崎の条例の答申を書く時にすごく悩んだのは子どもと大人のパートナーシップということは理念としては言えるんですけども。権利条約がそういうものを求めている。川崎市の条例も子どもと大人のパートナーシップということを大きく謳い、前文ですね、条例の前文を見て頂くとわかるように、4ページですね。前文の中ほどに「子どもは大人と共に社会を構成するパートナーである。子どもは現在の社会の一員として、また未来の社会の担い手として社会の在り方や形成に関わる固有の役割があると共に、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は子どもに開かれる。」あるいはもっと広く「子どもは同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている」と。つまり子どもにそういう地球市民としての役割まで期待していたわけです。さっき申し上げたように、それは私たち大人側の思い込み、思い入れかもしれないです。子ども側はそういう大人側の思い、パートナーであってほしいというのは大人の思いで、子どもの側は面倒くさい、そんな目立ちたくない。ほとんどの子は出てこない。こういう子どもの現実に、子どもの意識と大人側の意識にズレがあるまま、これを条例にしていまいかどうかということに悩んだんです。目標ではあるけれ

ども、あまりにも高い目標を掲げてしまうとかえって条例がその実効性を失うんじゃないか。悩んでいた時に、委員会の終盤に、これも女子高校生でしたけれども、「喜多さん、これからの審議について私たち子どもの委員の側から注文があるんです」と。「是非聞いてください」と言うんですね。「いいよ、何？」と聞いたら、「私たちが子ども委員の意見を、皆さん方大人委員がちゃんと受け止めて尊重しようという風に思っただけで大変ありがたいんですが、これからはもうやめてください。私たちが自分たちの言葉に責任を持ちたいから、もし大人の委員の方がおかしいと思ったらその場で反対してください。その意見はおかしいと大人側も言ってください。そうでないと本当に私たちが参加したことにはならないですから」と。子どもの参加を支えていく大人、ファシリテートしていくというのはやはり大人がある程度我慢を強いられる部分があるんですね。忍耐強く、子どもたちが育つのを我慢する。だから言いたいことを言わないという状態に対して、はっきり言えば見透かしている子どもの何人かは大人の側が我慢して支えていることに対して、甘える場面があるんですね。何を言っただけでこの大人は言うことを聞いてくれる。だから無茶をすることもあるんです。でもある段階を越えていきますと、もちろんファシリテーターが付いて支えていきますと、子どもたちの意識が甘えから不満に変わってくるんですね。最初は「いいや、大人がみんな支えてくれているんだから」といい加減にやっていた子どもたちがだんだんそういう風に扱われていることは平等じゃないし、大人から「あなたの意見は尊重してもらえますよ」と言われることは対等じゃないと思ひ、子どもだからという目で見られているというのが不満になってくるんですよ。もっと対等に扱って同じ委員として、我々は議論したいんだと、子ども委員会の側から注文が出た時に、私は「やったぜ」という気持ちでした。口では言いませんけどね。「すごいな」と思ってね。やっぱり子どもたちだって経験を積めばちゃんと大人とやっていけるじゃないか。今の子どもはできないんじゃないかという、それも大人の思い込みです。さきほどの女子高校生というのは、さっき申し上げた子ども議会もやっていたし、まちづくりの夢共和国も参加している子どもが多いんですけれども、経験があるんですね。子どもたちも社会参加の経験を積めば、最初は大人から支えられて甘えがあったとしてもだんだん成長して来るにつれて、やっぱり私たちの意見を正当に評価してほしい、対等に扱ってほしいと考える。そういう、共同で議論をしていくというパートナーシップが成り立つんだという確信が持てたので、実はこの前文の中にこのパートナーシップのことを全面的に入れようと思ひました。これはかなえられない遠い目標ではなくて、今いる子どもたちだって経験を積めばパートナーとして、大いに大人と一緒にまちを造っていける主体なんだと。そういう実践的な確信を持てたことが僕らに勇気を与えてくれたわけです。そういう意味で子ども参加というのは、参加している子どもたち自身の成長も、2年間という枠の中で私たちも感じ取ることができたんですけれども、是非この条例づくりにいろんな意味で子ども参加というものを実現して頂けないかと思ひます。そのためにいろいろ応援したり、協力することは、私たちもそれを中心

に権利条約の普及活動をやっていますので、今後とも宜しくお願ひしたいと思います。
ちょっと長くなりました。

(質疑応答)

委員長 どうも先生、ありがとうございました。我々がこれからやっていくに当たっているいろいろな示唆のあるご経験を聞くことができました。さてせっかく喜多先生にいらして頂いたので、いくつか質疑、質問、意見交換をしたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

A委員 3つほど質問します。一つはパートナーとしての子ども観と子どもの実像をどう埋めるかという問題で、さっき子ども議会の話も出ましたけれど、そういうのが出発点となるという話をしていましたが、札幌市の現状というのは、僕はよくわからないけれども、あそこに集まる子どもたちの子ども議会が出発点になるとはどうしても思えないんですね。むしろそういう所に集まらない子どもたちの声なき声をどうやって聞き取るのかというところでファシリテーターというのがとても重要になると思うんですけれども、その辺は川崎などではどんな風になさったんですか。

それから2点目は教育委員会、あるいは現場との関係なんですけれども、私も教師をやっていて、私の経験上もそうだし、それからこの間、札幌の「子どもの権利フェスティバル」の時に参加していた中学生で、ステージに上がっていた子が6人ぐらいいたと思うが、学校では子どもの権利条約を教えてもらったことはほとんどないと、ほとんどの子が発言していたんですね。それが学校現場の一つの側面かなと私も思うんですよね。そうすると学校の先生方がその子どもの権利条約をどういう風に積極的に受け止めて、学校の中で子どもたちと論議するかという所が非常に鍵になるのではないかと。教育委員会がそれをサポートする役割を果たしてくれないと、今の大変忙しい現場の中では「また権利学習かよ」とならざるを得ないんですね。ギシギシのカリキュラムの中で必死になって先生方がやっている。だから子どもの権利条約を作ることは子どもも励ますし、現場の教師も励ますものになってほしいなと私は思うんですけれども、そういう点で教育委員会との関係をどんな風に川崎では追求しながら、協働の関係を作ってきたのかなと。私も未来局と教育委員会が今度の問題で協働の関係を作らないといいものはできないと思うんですよね。それが二つ目です。

三つ目なんですけれども、子どもの権利条約が実際に実効性あるものにするために、川崎にあるオンブズマン制度が具体的にどんな風に有効に動いているのか、教えて頂きたいです。以上です。

講師 具体例で申し上げますと子ども委員会40人も、ある意味では子どもたちが話せる、あるいは知っている世界というのは非常に限られていますので、そこにファシリテーターの役割というのはすごくあって、「君たちの考えだけで子どもの意見と考え

ちやいけないんじゃないか」ということを子どもたちも自覚し始めて来るわけですよ。そうするとさっき言った声なき声、同じ世代の声を反映しなきゃいけないねという話になって、例えば川崎市の子ども委員会の場合には障がいのある子どもの世代と話をしようということで、一緒に昼食会を養護学校でやってみたり、あるいは外国人市民の子どもとの交流をしようとか、不登校の子どもとの交流をしようとか。そういう形で最初の母体は集められた子どもですから、ある程度周りから「やってみない？」という形で誘われてきていて、その子たちが成長していくという場面があるんですね。そこを支えているのが実はファシリテーターの役割で、ですから僕は札幌市の子ども議会というのをよく存じ上げてはいませんけれども、だいたい子ども議会というのはどこもそんなに変わらない。はっきり言えば、私は「社会見学型子ども議会」と言っていますけれども。社会科、あるいは社会見学というか、議会学習みたいな感じで、それは最初の出発点で、もうちょっとその子ども議会のメンバーが実質的に地域の問題に対して、子どもの側の意見を反映させていくような場にしていくなり、あるいはその子たちが母体になって条例づくりの子ども会議のメンバーが作られても、当然その子たちだけの限界というのはどこの場でもありませんから、ファシリテーター次第でかなり広げていくことはできるんじゃないかと思えます。

それから学校の壁、教育委員会の壁の問題ですけれども、教育委員会について言えば、札幌市と川崎市では全く形が違います。川崎市では教育委員会が提案しました。川西市の子どもオンブズパーソン、川崎市の子どもの権利条例、この2つは教育委員会が提案したんです。ですからその辺はやや例外的ですね。どちらかという通常と権利条例づくりというのは福祉サイドとか、あるいは首長部局ですね。市長部局とかが提案するのが通常でして、むしろ教育委員会が受け手側で、じゃあお付き合いするかというような。私がやっている目黒区もそうです。目黒区は子ども政策課というどちらかという福祉部局の方で条例案を立ち上げましたが、教育委員会には、なかなかお付き合い頂けないというので一生懸命説得していますけどね。ですからちょっと川崎市はその辺では参考にはならないと思います。もちろん庁内調整として未来局の職員の方々が努力して、教育委員会との協力関係を作ることが大事だとは思いますが、僕が川崎で感じたのは実質的な教育論の中身で議論が成り立つようにそういう場をどうやって設定できるかという所が大きいかなと思いますね。本当に例示的に一つ中学校の校長会の話をしましたけれども、僕はそういう権利学習みたいな、いわば人権教育の流れの中で、子どもの権利を議論する場を設定するというのもいいと思いますし、もう少し幅広くやっていると子ども参加型の学校づくりというものを進められないかと。先ほど自分育ち、2分の1成人式ではないですけど、子どもたちは自分で自分を育てる力があるんだと。そこに任せる部分は任せようという発想は、ちゃんとそれが子ども参加という形で、学校づくりに活かされていったら、教職員の負担は最終的には軽減されるはずなんで

すよ。親はもうそういう意識になっていますね。子育てに対するすごいプレッシャーから権利条約を学んだために、子どもに任せていい部分は任せていいんだと。子どもの運命を全部背負っちゃっているような親の意識から開放されていくためにも、やはり子どもが自分で自分を育てる場面、そういう任せる部分が大事だという意識に親はすぐになってくれる。先生たちもプロ意識で何でもかんでも教えなきゃいけないという意識から解放されて、生徒に任せる部分は任せていいんじゃないか。そうやっていく時に学校は変わっていくと思うんですね。現実には、私、北海道の幕別町という所に行って、札内北小学校の実践なんか毎年見に行っておりますけれども、先生たちにとっては、パートナーとして子どもに任せられることは、教師にとってもマイナスじゃない。むしろ学校を活性化していったり、あるいは先生たちの負担を軽くするためにも、子どもの権利をベースにした教育や、学校づくりというものが先生たちにとって決してマイナスじゃないという教育論議を起こしていくということも大事なかなと思います。教育委員会の説得は庁内調整での未来局の方にかなり負担がかかるかと思いますが、まず教育論で議論できる場を作ること、おそらく教育委員会の教育プラン、出している教育計画との関係で議論が可能になるんじゃないかなと思います。

最後に実効性の問題ですが、オンブズパーソンの実効性というのはこれを話すだけで1時間かかっちゃうような気がしますが、一番子ども固有のオンブズパーソンで機能しているのは兵庫県川西市です。川崎市のオンブズパーソンは人権オンブズパーソンという制度なんですけど、これは男女共同参画と子どもの権利保障の両方をセットしたオンブズパーソンです。ですからそれ全体の評価は、これから実績を積んでいく段階です。川西市では5年間経っていますが、そのオンブズの成果については、是非ビデオを見てほしいんですが、自治体で作ったビデオの中ではナンバー3に入っていると思うぐらいのいい出来のビデオがあります。これも現場にとっては絶対にプラスになるのですが、なかなかオンブズに対して現場が理解してくれないんですけれど。例えば体罰事件があって親から告発があった時にオンブズはどうするか。子どもの言い分を聞き、そして先生の言い分を聞きながら調整するわけです。子どもたちにももちろん落ち度があったから、その先生は体罰をした。だけどその先生も体罰によって子どもを苦しめてしまった。お互いの言い分を聞きながら先生の側がやはり体罰に訴えたことは良くないことだと自覚して、子どもとの人間関係をオンブズが第三者として関与することによって、体罰のないクラスづくりというものを作っていく役割をオンブズが負うわけです。これを関係調整機能、関係の修復機能と言っていて、通常の体罰の問題はこういう処理をしないんです。東京都なんかですと一発で異動です。処分ですよ。教員がすぐ処分。下手をすると生徒も転校させられて、なかったことにしちゃうというやり方をしている学校があります。そうではなくて、虐待の問題だって虐待をしないような親との関係をどう作っていくかというのがオンブズの基本的な立場ですから、そういう関係調整機能、それ

からももちろん人権侵害の申し立てがあった時には、第3者的な立場からの調査機能、そして人権救済へと。こういうオンブズの基本的な仕組みはあるんですけども、少なくとも子どもと親、教師との関係のおかしさを解決していく。そういう部分がこのオンブズの非常に大事な役割かなと。人権侵害の基本というのは関係の保全、関係のおかしさから起因しています。虐待にしても、体罰にしてもさまざまな人権侵害の問題は、僕は不審者問題は地域住民と子どもとの関係不全だと言っていますが、さっきの声かけ禁止条例じゃありませんけれども、その関係を調整し解決していく、関係を修復していくということが実は改革で、私たちが人権の問題を解決していく鍵じゃないかなと思っています。

委員長 先生、ファシリテーターの重要性ということをお話頂きたいんですけど。川崎の場合はファシリテーターというのはどこにいらっしゃるんですか。普通どういう所に行ったらファシリテーターに出会えるのでしょうか。

講師 川崎市は今ファシリテーター養成講座を持っています。市の費用で、実際には子ども会議サポーターと言っているんですけども、子ども会議サポーター養成講座というのをもう3年やっていますね。講師を私が必ずやらされています。実際に子ども会議の支え手でシステム化したのは滋賀県が最初ですね。滋賀県の子ども議会のサポーターの養成講座というのがあります。それはファシリテーターの養成なんです。自治体が行っている養成講座があるのは今は滋賀県と川崎市の二つですね。あとはNGOです。私がやっている子ども権利条約ネットワークというNGOも毎年養成講座をやっています。ファシリテーターの養成講座。職員の方とか学生とか、あとは教師の卵がいます。自治体ではどうしてもすぐにはファシリテーターがいない場合には民間のファシリテーターを、私たちがグループを作っていますので、派遣します。でも最終的には自前で作って、育ててほしいですね。それで子ども参加を支えていく、ある意味での専門家を、今は計画養成が必要な段階だと思いますね。

委員長 札幌なんかの場合はそういうの、あるのでしょうか。そういうことも考えなきゃいけないね、長い目で。

A委員 これから懇談会をやる中で、ファシリテーターの役割もしなければいけないですよ。そういうことですね。我々が関わっている子どもたちや、現場の先生もいらしゃいますから、クラスの子どもや学校の子もたちの声を聞き取って、それを反映すると。そういう仕事を検討委員がやればいいんですよ。

講師 一番望ましいのはこの委員会内部にファシリテーター的な役割の方がたくさんいるということですね。目黒区で僕らがやっている時、委員の中で二人、さっき話した野球のチームの指導をしているお父さんと、もう一人は僕が目黒でやっているチャイルドラインの役員をやっている人が委員会に入ったものですから、その二人にファシリテーターをお願いして子ども委員会を支えてもらいました。どうしても支えきれない時には、僕のNGOから子ども参加のファシリテーターを実際5、6

年やっている若者に時々入ってもらいました。委員会でももちろんできるだけ継続的に支えますけど、やっぱりどうしても最初の発会の時とか、ある程度こうやるんだなという雰囲気を知ってもらうために2、3回ぐらいは実際にやっている人に入ってもらって。だいたいふさわしい人ってこれぐらいいたら、いますよ。ファシリテーターは能力的なものよりも、ある種資質的なものが多いと思います。子どもが自然と付いていくというか、支えていくという持って生まれた性格で、子どもの支え手になる人というのがいますので、そういう方が中心になってやって頂くのがいいかと。あるいは子どもについて常にそういうような関わり方で、実践の現場を持っていらっしゃる方。あと若い学生の関心のある方何人かで十分やっていけると思いますね。

委員長 わかりました。そのほかいかがですか。

B委員 もうちょっと子ども委員会のことをお伺いしたいと思います。いま委員25人いる中で子どもの委員は3人なんです、実は。私たちはこれから懇談会を開きながら、子どもにも、そして親にも、大人にもいろいろ意見を聞いていこうとしているが、そういう懇談会で意見を聞くということと、今先生の方でおっしゃっていた子ども委員会で継続的に子どもの権利条例について検討されてきていたことと、そのあたりの違いが知りたい。あるいは、ずっと同じようなメンバーで継続していた子どもの委員会と、先生方が参加していた大人の委員会との関係性といいますが、そのところを教えてくださいと思います。

講師 間違いなくまず言えることからいいますと、例えばこれだけの人数の中で2、3人の子ども世代がいたとしても自由に安心して意見を言えるという状態ではないわけです。大人に対して子どもの数が倍いないと子どもたちからまともな意見が出ないというのが、僕の発想ですね。ですから20人の大人がいたら、40人ぐらい子どもがここにいたらちょっと雰囲気が変わるだろうと。本当はそれが望ましいんですけども、しかし仕組み的にはできません。今の審議会の仕組みの中では。そうすると、自由にものが言えるような子ども世代のグループを作るしかない。ですから子ども委員会みたいな所で議論して、その話し合いの結果をここへ持ち込んでくれば、ちょっとプレッシャーはあるけど、でもそのプレッシャーに対して大人の側が一応配慮というか、尊重して子どもの意見を聞く。そういう聞き方がおかしいと言い出す子どもが出てくれば、それは最高ですけども。いずれにしても子ども委員会の中での議論がすごく大事ですね。ですから同時並行で。実は子ども委員会は、この委員会の倍ぐらい会議をやっています。我々も子ども委員会に逆に乗り込むことがあります。僕も何回も子ども委員会に行っています。子どもが20人ぐらいの中に大人一人でいればいくらでも自由に言ってきますね。そういう聞き方もあると思うんです。それから目黒区では、子ども委員会全員と大人全員の合同でやりました。この時には区長にも来てもらいました。区長と子どもが直接談判、やり合うという場面もありましたね。そういう意味で、できれば市長にも来てもらうなどして子

も委員会がある程度オープンに議論してきたら、子どもたちと大人委員会みんなで、合同で、テーマ別にグループで話し合ったりする。子どもたちが発言しやすい環境をどう作るかというのが、まず大人の側の役割として大事ですね。すごいなと思ったのは川崎市の教育委員会の人がこの委員会を作る時に、最初に提案したのは何かというと「ネクタイはやめましょう」と。すごい教育委員会だと思いましたね。少なくとも子どもと一緒に話をする時は背広、ネクタイはやめようと。子ども委員会と合同の時とか、子ども委員がいる場では川崎は、みんな平服で議論をやりました。目黒でもそうしようという話になって、子どもたちが一番発言しやすい環境、雰囲気やっていければいいんじゃないかと。いろんな部分で、そういう環境づくりのノウハウを持っているのがファシリテーターです。私なんかどちらかと言えば頭だけで、実践は伴いません。実践はファシリテーターに任せています。私は理論だけですから。申し訳ないですが。

委員長 札幌の我々の場合は子ども委員会という発想がまだないよね。走り出してはいますけれども、走りながら考えなきゃならんことが短い期間にたくさんあって、私なんか校長会に行って一人でやってこなさやいけないんでしょうね。えらいことになりましたな、これは。さあ、予定の時間も過ぎてしまったんですけども、是非これだけというご質問があれば最後に一つ先生にお聞きして終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。じゃあ、お二人拳がっちゃったんで、お二人を最後にしましょう。

C委員 これまでいろいろと子育て支援政策がやられてきているけども、なかなか子どもを取り巻く状況だとか、いろんな事件だとか、そういう問題が変わらないなと思って、せっかくやる施策も中身との関係でどうなのかなという思いを持っていたんですけど、今日お話を聞いていて子育てという、自分から育っていく大事さを勉強させて頂きました。やっぱり今、子どもにとって子育てが大事だということを大人が自覚していくことがすごく大事なことで、やはり条例を作るに当たってそこをどんどん市民の中に広げることが大事なのかなと。札幌の場合、今懇談会をやるようとしています。でもそれも一定の人数に限られてくるし、お話を聞いていた時には市民集会というのがあったんですけども、ほかに、もっと細かな地域や、日常的な中などで、市民の人たちが子どもの権利条例について学び合えるような形がもしあればお聞きしたいなと思っています。

講師 私たちは出前型でいろんな所に行って話を聞くというのをやりたかったんですけど、ですからさっき校長会に聞きにいったのもそうですけども、それは市民の側に委員会の側が出ていくことが当然あっていいわけなんです。もちろん市民集会というのは政令指定都市ですと大きすぎますから。川崎市の場合は7つの行政区があるんですけども、行政区単位に市民集会をやりました。最後の市民集会は我々委員が手分けをして、そのうち僕は3つ回ったんですよ。3つの市民集会で、さっき言ったように権利と責任派が半々だったというのが実感ですけどね。いずれにしても

地域ごとに話し合いを積み重ねていくということは大事ですし、条例に関連した、いわゆる職能団体的な部分に対してもこちらから話や、意見交換をしに行くと。そういう意味では市民グループとの意見交換というのは大いにいろんな形で委員さんのやれる努力の範囲内だと思いますけれども、いろんな交流の仕方を工夫して頂ければいいと思いますね。僕、高浜で経験したんですけども、子ども市民憲章の議論がストップして、どうしても納得いかないという委員さんがいて、最後はパブリックコメントにかけたんですよ。最終的に答申を出す時に、議論がまとまらない時は一般市民の声を聞こうというやり方です。市民の声を受けて答申を出すというのは高浜でやりましたし、埼玉県もそれをやりましたね。子ども権利擁護委員会の条例を作る時に答申がまとまらなかったんです。これもやはり教育委員会と福祉部局との調整がつかなくて、じゃあもうパブリックコメントにかけましょうと。埼玉県は県民コメント制度というのがありまして、そこへかけて、それで市民の声が圧倒的に権利擁護の条例を作るのに賛成してくれたので、そちらへ行った経緯がありますね。ですからいろんな方法があると思うんです。市民参加のやり方としてはね。

D委員 実際には条例を作る際に、無理でしょうけど、できれば、全員を巻き込んで作ることが必要だと思うんです。議論するだけではなくて、あちこちで自発的に子どもの権利に関しての話し合いが持てるようになれば理想的だと思うんですが、現実には難しいかなと思います。先生もおっしゃったように、現場というのはすごく大切だと思うんです。学校の現場で話し合いを行ってもらうこと、もちろん教育委員会との関係とかもあると思うんですが、現場で本当に子どもたちも学校なら意見を出しやすいと思うんです。そういうことを積み上げてまとめて頂くということが大切だと思うんですが、どうお考えでしょうか。

委員長 学校の現場で担任の先生方が自分たちのクラスの中で、子どもたちの意見を吸い上げてくれるようなことがあればいいのではという趣旨ですか。

D委員 学校も巻き込んでということですか。

講師 奈井江町の子ども権利条例づくりの時に、あの町長さんは面白いことに出前型で学校に乗り込むんですよ。学校で子ども会議をやってもらって、町長自ら「みんな、どう思うんだ」と。「町村合併どう思う？」とかやり始めたんですよ。そしてたら学校の先生たちも否応なしに巻き込まれていったんです。そういうやり方はありますね。川崎市も市長が学校へ乗り込んで、子どもと市長と語る条例の会を小中高各学校でやっています。市長がやる気になれば学校へ出向いて現場で話し合いをし、子どもの意見を聞くという機会を設けるということはあると思いますよ。ただ非常に難しいのは直接の利害関係がある中で、子どもたちがどれだけ発言できるか。子ども委員会という形で来るとすごくしゃべる子でも、自分の利害関係のある先生たちとか学校、地域の中ではなかなか発言できない部分もあるんですよ。現場に入っていく場合、そこは工夫も必要かなとは思っていますよ。それから僕は生活指導関係の先生たちの研修会に乗り込んだことがありますね。いろいろ子ども

の権利に対して非常に消極的な対応をしている教員のグループの所へは直接僕が入って、研修会で話をしたことがあります。小学校なんて大賛成、理念だけで済むからいいですよ。やっぱり普段、非行問題とか、生徒指導で悩んでいるような現場は権利といってもそういう風には受け止めてくれない現場がありますので、直接乗り込んで話し合いをしていくことが大事かなと思いますね。「権利条例ができれば校則を変えなければいけませんか」とある現場の先生から言われたから、「そんなことはありません。校則は確かに権利を制限していて、権利条例と調整が必要なのはその通りだけれど、私たちが最低限お願いしたいのは権利条例に基づいたら、校則で権利が制限されているということに対しては、生徒に対する説明責任があるということです。なぜ自分たちが権利条例で権利が保障されていながら、学校ではそれを制限しているかということについてちゃんと子どもに説明してほしい、それだけなんです」と。校則そのものを変えるということを条例では要求していません。それは理由があって制限しているんですから、理由を子どもにちゃんとわかるように説明してください。それを理由を言わないで、ただ決まりだから守れと言われたら、子どもたちが自分の日常生活の中で権利と向き合う機会を失ってしまうんだと。なぜ自分が権利を制限されているかに対する疑問を持つことを禁じられてしまったら、生活の中で権利を活用したり、向き合う場面がなくなっていく。それが私たちが一番恐れていることなので、制限していることをちゃんと説明できればいいんですと。そういう風に現場の先生とかなりやり合いましたよ。それをわかってくれましたよ。やっぱり現場の教師と真剣にその権利の問題に対して話し合っていく努力はできるだけ、皆さん、やれる範囲で是非やって下さい。私も協力できる所は致しますけれど。

委員長 ありがとうございます。今日のお話で、我々が外に出向いていくというのが一つキーワードになりそうな気がいたしますね。会議の中だけでなく、子どものいる場所、子どもに関わっている人たちがいる場所にこちらから出かけていって話を聞いてくるというのが、きっとやっていかなければいけない一つの活動かなという気が致しました。先生、本当にどうも長時間ありがとうございました。一つ今後ともいろんな形でご指導のほど、よろしく願いいたします。

(以上、講演会終了 10分休憩後、審議開始)

(2) 懇談会について

委員長 懇談会の日程が迫ってきたので、それに向けて大事な所を確認しなければならぬ。

最初はアンケートであるが、皆さんの意見を集約して、副委員長1の方に現段階でのアンケートを作って頂いたので、これについてご説明を頂いた上でみんなで決めたい。

S副委員長 アンケートの時に使う質問紙の内容と形式だが、皆さんの部会の方で検討して出して頂いた意見を突き合わせて、最終的にこういう形でどうだろうという案である。各部会から、2回、3回と意見が出てきて、それをここまで煮詰めてきた経緯がある。時間が逼迫していて、印刷する時間やいろいろ仕分けしなければいけないので、20日までに今日お配りしたものを読んで頂いて、どうしてもここが気になるということは事務局の方へ申し出て頂きたい。その時点で、それ以後はよほどのことがない限りはそのまま決めさせて頂いて、実行に移したい。アンケートはさほど重要でないからということでもないが、懇談会の中で、皆さんが市民と直接接して得る情報が第1級のもので、アンケートはその記録をするのと、広がりを持たせ、子どもの権利について考える人がたくさん出てくるように願いを込めて行っているという、副次の目的であるとお考えいただきたい。もうすでに前回の委員会で「調査の方法」と、「調査の目的」についての前文は皆さんに見ていただいているので、今日は子どもへの調査項目がどうしてもこういう風になっているかということの説明したい。

まず子どもへの調査項目で一番厄介だったのは、小学生、中学生、高校生と、発達の違いを示している子どもたちにそれぞれ質問して、答えられるようにすることである。そういう作りにならなければならなかったのに、この子ども調査項目で読み取りたいこと自体に変更はないが、大人と子どもに共通して聞く項目は完全に全て共通して重なるようにできなかった。

子どもたちが読みやすいようにカナをふるのと、小学生が戸惑わない漢字の熟語の部分を読んで理解できるようにした。それぞれ「自分のことが好きですか」とか「落ち着く、ホッと好きな場所はどこですか」というような問いかけをして、「安心する所はどこですか」というような大人に聞くような問い方は避けた。

「あなたが落ち着く(ほっとする)と思うところ、好きなところはどこですか」という問いの項目は、E先生のご努力があって、「家の中」「学校」「自然の中」「外でご飯を食べる所」「落ち着ける場所がない」「その他あれば具体的に」という風にした。札幌市の世態的というか、社会環境がよくわかるように広く見つめてもらいながら、答えてもらおうとした。設問の仕方も子どもたちが迷わないようにはいくつ付けてもいいとした。「数字とアイウエオに を付けてください」という風に、上の段の方で書いているので迷わないと思う。幼小部会でその言葉は通じるか、この漢字は読めるかということもすでに何度も確認した。「あなたは何をしているとき、たのしく、ほっとしますか」という問いの項目は、「友だちと過ごす時」という項目の中に、「オ 家の中で遊んでいる時」というのが加わっているが、これは積極的に何かおしゃべりをしているということとは違う内容の、つまりおとなしくて何となく過ごしている子はそこに反応してくれるだろうと考えて加えた。「4 放課後遊んでいる時」は、少年団活動や習い事や

塾で勉強したり、組織活動をしている子に比べて、もっと自分で自由に考えて自分の考えで遊んでいる時という意味で、E先生からの提案に少し加えてある。それから「4 あなたが本当はやりたいと思っているのにできないことはありますか」「5 あなたがやりたいと思っても、できないのはなぜですか」のところはF先生に特に考えていただいて、何か困ったことや問題なことばかり訊く一方で、実際に子どもは積極的に生きており、やりたいことについて聞いたほうが答えられるということも考えに含めたものである。

また、最初の欄「はじめにお答え下さい」で、「あてはまる所に を付け、年と学年の所は数字を書いてください」となっているが、「学年」は削除して頂きたい。小学校、中学校、高等学校云々と学校がどこに所属しているかというのは年齢を見ればわかるじゃないかというお話もあったが、少し話し合いをした結果年齢で区切って比較するよりも、どういう学校に通っているかということが非常に大きいウェイトを占めているので、大きく区分して小中高、フリースクール、その他という区分けにした。こういう風に「その他」を入れておけばどこかに当てはまるという考えである。これはほかの調査との関係があってもこの分類がほしいという考えである。

それから裏面の話で、「 あなたが現在感じている子どもの姿があてはまるところに をつけてください」の所は、子どもに子ども自身の姿をどのように捉えているかという風に聞いた項目で、これはB委員の方から最初の頃から提示されていた、大人が子どもをどう感じているかということとほぼ似たものを、子どもにも聞いてみたらどうか、という考え方に従った。とにかく項目が多すぎるのと印を付ける所が煩雑になっているんじゃないかということで、項目を少なくした。そのために少し表現で変えざるを得ない部分があった。これらの項目は大人のどの項目と対応しているのかは、1から20までは、項目を読めばすぐわかるが、21から25までがちょっと大人と違う表現でその周辺部分を聞いているので、これは正規に言うと、きちっと比較できない項目になっている。項目は、「乳幼児について」お聞きします、「小学校について」お聞きします、というような仕組みにした方がいいという提案もあったので、子どもの発達ごとに出てきそうな問題に応じて並べ方を考えたので、答えている方もあちこち飛んでいるという感じではなくできるのではないかなと思う。

大人の方の質問項目で、内容的には、〔1〕〔2〕〔3〕の枠があって、その中からそれぞれの設問で一番大切だと思うもの、2番目に大切だと思うもの、3番目に大切だと思うものというのを書いてくださいということである。これに対しては、こちらの作業がスムーズにいくように、混乱しないようにということも指摘があったが、やはり1番目、2番目、3番目というようにウェイトがかかっているほうが大人の考え方がそこに現れてくると考えて、こういう風にした。従って選択肢が若干多めだが、1、2、3と答えながらもその他の自由記述もできるよう誘導し

ている。それから「〔4〕 あなたが現在感じている子どもの姿があてはまるところに をつけてください」のところは、大人の子ども観ということで、1番目の項目、「子どもは大人に依存するだけである」は、子どもへの質問のほうでは「子どもは大人に頼るしかない」という風に対応している。こういう関係性を整備しつつ、大人の方は若干項目が増えてきている部分があるが、家庭に関する質問の部分がやや多くなっているのが最終的に29項目となっている。また、子どものアンケートの所では虐待という言葉は使っていない。虐待という言葉を出してあえて子どもの考えを聞くということに、現在のところどれだけ意味があるかという話も出たので、一応虐待について子どもには問うていない。その部分は「親は子どもをよい子にしたいくて厳しく躰ている」として、そのことについての感触を聞いているという程度のものになっている。

表現等はだいぶ細かく検討したが、形式的にあるいは記入の時間等を考えてこれではというような点がありましたら、ぜひ私の方へ提示してほしい。この時点でディスカッションする余裕がないだろうから、見た上で20日までに何かありましたら連絡ほしい。

委員長 20日までにS副委員長の方に集約して、その段階で最終的に委員長と副委員長の3名でアンケートの形を確定したい。そうしないと印刷が間に合わない。一つそういうスケジュールでお願いしたいと思う。

E委員 子どもへの質問で、裏側の7番、基本的なことなんですが、「あなたが現在感じている子どもの姿があてはまるところに」と、子どもに一般的な子ども観を聞いてもわからないと思う。もし聞くのであれば「あなたは何でも大人に頼りますか」とか、2番「基本的生活リズム」という言葉とか、16番「未来へ向かう勇氣」、それから17番「生きる力」、23番「自立」という言葉、6年生ぐらいならわかるかもしれないけれど、おそらく4年生ぐらいまではピンとすぐ答えることができないのではないかと思う。違う言葉か、質問する時に誰かが読んで聞かせながら、ちょっと解説も入れながら を付けてもらうのであれば、これでいいかなと。一般的に「あなたは自分の周りの子どもたちについてどう思いますか」と聞いても、子どもたちには無理だなと思う。そういう意味では、同じ質問を大人にも、「あなた」について聞いた方がよりわかりやすいかなと思う。

委員長 あなたが現在感じている子どもの姿という聞き方は、子どもにはものすごく難しそうな質問に聞こえてしまうということか。

S副委員長 そういうことを聞かれて答えづらい、答えられる発達のレベルに達していないということになるか。

B委員 僕は、大人が子どもをどう思っているのかという部分と、子どもが子ども自身をどう思っているのかという部分の比較をするというのが大事ではないかなと思う。確かに小学生の低学年だとかなり難しいのかもしれないが、自分がどうであるかというのも一つ大事な観点ではあるが、子どもたちが子どもたちをどう

見ているのかということと、大人たちが子どもたちをどう見ているのかという部分の差を僕は見たいなと思った。

S副委員長 ほかの委員さんはどうですか。

G委員 ひらがなをどうせふるんだったら全部ふってしまった方が、子どもにとって親切かなと思う。小学校1年生や6年生でどれだけの漢字が読めるのかわからないのであれば、最初から1年生に合わすような形でふりがなをすると。レイアウトは1枚で何とか収めようという努力をされていると思うので、ちょっと難しいかなと思うが、小学生と中学生以上を分けるということであればレイアウトは変えられるかなという気がするので、先ほどE委員の方からも言われていたように、例えば「あなたが今悩んでいることは何ですか」の中に受験や進路という言葉は小学生に言われても、読めないのもあるし、意味がわからないと思う。今晚、僕の子どもに読ませようかなと思うが、多分わからないで紙をグチャグチャにされると思う。

委員長 小学校の4年生以上を対象に考えて作ったアンケートではあるが、対少年年齢と言葉の問題、それとルビをどうするか、検討したい。そのほかご意見は。

F委員 私たちは親部会なので、親へのアンケートを分析する立場として話し合ってきた。そうしたらやっぱりここは譲れない、というところがある。

S副委員長 アンケートは、部会で専門的にやるという体制ではなくて、私がボランティア的にみんなが発言した意見をまとめてきた。各部会が、懇談会当日のプログラムをつくるのに時間を費やして、アンケートの検討が後になったので私の方で最終的にまとめ、この項目がほしいとか、いらぬとか言うレベルは、一通り終えたつもりである。しかし広がりを持たせていくため、このアンケートを活かしていこうとしているが、懇談会で、お話をした内容が一番の情報であると思う。

委員長 もし、意見があったら寄せて頂ければ、最終段階までに変えられるものは変えたい。

B委員 親部会ではアンケートをかなり時間をかけて徹底的に叩いた。そして最終的にはメールのやり取りで、S副委員長に二人の担当委員から送るという形で、随分僕たちの意見を反映して頂いてありがたいなと思っている。20日までというのは部会単位での意見か、それとも委員の個人か。

S副委員長 部会という枠をはずして、ここで一人一人の委員にお渡ししたという意識でやっている。お子さんに読ませたときの反応なども。

B委員 わかりました。

委員長 では、7月2日から懇談会が始まるが、当日の説明を事務局から頂きたい。

事務局 7月2日からいよいよ懇談会が始まるが、まだ参加者等は確定していない。参加者の人数が少ないような場合は当初の予定から少し変更したりとか、具体的に懇談会を開催するにあたっての打合せを事務局と各部会長とで個別にさせて頂

きたいなと思っている。

委員長 懇談会のやり方については、各部長さんと事務局とが直に連絡を取って頂いて進めて頂く。全体でマニュアルをつくることはできないので、各部会にお任せしたい。この前、正副委員長・部会長の会議で、子どもの権利条約について、それから条例をなぜ作るかについて概括的・総論的な説明、統一的な資料を作るのがいいんじゃないかという意見があったが、対象が大人であったり、生徒であったり、先生であったりとたくさんあるので、例えば今日の講師から頂いた資料だとかで工夫して頂いて、オリジナルを各部会で作る以外ないだろう。

H委員 本当はここで今日議論をするという頭だったので、その前提のペーパーを用意してきた（本日、H委員作成の資料の提示あり）。

委員長 こういうペーパーもできているということですね。これまでも資料をお渡ししているし、この問題については皆さんそれぞれのご見解、ご見識をお持ちの方たちばかりなので、各部会で作るという方向でいきたいと思う。

あとは7月の24日に子どもたちに話を聞かなければならない。それまでの間に、7月24日までの間に一度だけ正副委員長と部会長会議を持ちたいと思う。

I委員 懇談会は、いまどれぐらいの申し込みがあるのか。

事務局 現在7月10日まで公募を受け付けています。正直言いまして、大人の部会、子どもの部会、まだ参加申込者は多くありません。

H委員 権利に関するビデオを見ることのできるような場がほしい。また、（子どもとの懇談会の日である）7月24日の前に、懇談会の状況報告も聞きたい。

正副委員長・部会長会議だけでなく全体での会議も一度開いてはと思うが、どうか。

委員長 全体での委員会をやるということか。やるとしたら、たとえば12日はどうか？参加できる方はなるべく参加して頂くという趣旨で、14日はどうか？13日は？（13日に参加可能な委員が多かったため）では、13日の6時に検討委員会を開催しましょう。

以 上